

指定居宅介護サービス事業者等の指定取消処分について

平成27年 5月 1日(金)

枚方市は、介護保険法の規定に基づき、下記の指定居宅介護サービス事業者等の指定取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社シード
- (2) 代表者 代表取締役 春名 孝介(はるな たかすけ)
- (3) 所在地 枚方市春日元町2丁目37番地1ハーモニーライフ春日103

2. 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 Salon de en(サロンドエン)
- (2) 所在地 枚方市春日元町2丁目37番地1ハーモニーライフ春日103
- (3) サービス種別 指定通所介護事業(平成24年4月1日指定)
指定介護予防通所介護事業(平成24年1月1日指定)

3. 指定取消年月日

平成27年5月1日

4. 指定取消の理由

- ①平成24年8月から通所介護のサービス提供日ごとに配置すべき看護職員が配置されておらず人員基準を満たしていなかった。
(介護保険法第77条第1項第3号、介護保険法第115条の9第1項第2号)
- ②平成24年1月事業所開設当初から口腔機能向上加算及び運動器機能向上加算に係る計画及び実施に関する記録等が作成されていなかった。
(介護保険法第77条第1項第4号、介護保険法第115条の9第1項第3号)
- ③平成24年11月から平成26年12月の期間、一部の利用者のサービス提供において、居宅介護サービス費用基準額の1割に当たる利用者負担額の支払いを受けていなかった。
(介護保険法第77条第1項第4号)
- ④一部の利用者に対して、指定通所介護を提供していないにもかかわらず、これを行ったとして虚偽のサービス提供記録等を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。
(介護保険法第77条第1項第6号)
- ⑤看護職員の配置が人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算することなく介護給付費を不正に請求し、受領した。
(介護保険法第77条第1項第6号、介護保険法第115条の9第1項第5号)
- ⑥口腔機能向上加算及び運動器機能向上加算に係る算定要件等を満たしていないにもかかわらず介護給付費を不正に請求し、受領した。
(介護保険法第77条第1項第6号、介護保険法第115条の9第1項第5号)

⑦監査において、従業者の勤務実態及び不正の実態に係る虚偽の答弁を行った。

(介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号、介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 7 号)

⑧平成24年度及び平成25年度介護職員処遇改善加算について、介護職員処遇改善実績報告にて実際には支給していないにもかかわらず、支給したものとして虚偽の報告を行い、介護給付費を不正に請求し、受領した。

(介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号、介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号)

5. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し受領していた介護給付費 13, 717, 867円を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た加算額を支払わせる。

枚方市 福祉部 福祉指導監査課 電話 : 072-841-1468
